

令和元年度

監 査 報 告 書 IV

(行政監査)

飯 田 市 監 査 委 員

2 飯監第 5 号
令和 2 年 5 月 8 日

飯田市長 牧 野 光 朗 様
飯田市議会議長 湯 澤 啓 次 様

飯田市監査委員 戸 崎 博
飯田市監査委員 加 藤 良 一
飯田市監査委員 清 水 勇

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した、令和元年度行政監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第12項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

第2 監査のテーマ

負担金、補助金及び交付金（以下、「負担金等」という。）について

第3 監査の対象

監査委員の合意により、次の負担金等について対象とした。

- (1) 市民協働環境部ムトスまちづくり推進課「ムトス飯田支援事業交付金」
- (2) 産業経済部農業課「飯田市農業振興センター事業費負担金」
- (3) 産業経済部農業課「南信州畜産物ブランド推進協議会負担金」
- (4) 産業経済部工業課「製造業販路開拓事業推進協議会負担金」

第4 監査の着眼点

- (1) 負担金等は地方自治法第232条の2で「公益上必要がある場合」において、補助をすることができることとなっている。このことにより、明確な公益性があるか。
- (2) 負担金等の目的に、妥当性があるか。
- (3) 負担金等の交付は、市の政策的課題の解決につながるものか。
- (4) 負担金等交付規則に定められた申請から交付決定、確定までの一連の処理において、内容確認や適切な処理が行われているか。
- (5) 負担金等の額に妥当性はあるか。（同じ金額を前例踏襲で支払っていないか。）
- (6) 特定の団体等に特権的な恩恵を与えるものではないか。既得権化されていないか。
- (7) 負担金等の要綱について、必要に応じて改正を行っているか。
- (8) 交付先の会計処理や事業等のチェックを、必要に応じて適切に行っているか。

第5 監査の主な実施内容

対象の3課に対し、次の内容がわかる調書を求めた。

- (1) 負担金等を交付している団体等（以下、「団体等」という。）
- (2) 団体等の概要（法的根拠、市の施策の位置付け等）
- (3) 担当部署の関わり方
- (4) 負担金等を交付する目的
- (5) 負担金等を交付する根拠
- (6) 負担金等の算出の基礎
- (7) 団体等への負担金等の金額及び年度ごとの経過
- (8) 団体等への負担金等の交付手続に係る書類のうち該当するもの
 - ① 団体等からの負担金等交付申請書、予算書及び事業計画等
 - ② 負担金等の決定に係る決裁文書
 - ③ 支出負担行為決議書
 - ④ 負担金等交付決定書通知
 - ⑤ 団体等からの実績報告書
 - ⑥ 負担金等交付確定書通知
 - ⑦ 請求書及び支出命令書等、支払いに係る書類一式
 - ⑧ 概算払いの場合は、精算命令書

(9) その他

- ① 負担金等の効果及び条件履行の確認方法
- ② 団体等に対する負担金等以外の支出の有無
- ③ 団体等に対する別の負担金等の有無
- ④ 団体等が行っている事業に類似する、別団体が行っている事業に対する負担金等の交付の有無
- ⑤ 負担金等を交付する目的や事業への問題及び課題

これらの調書に加え、「補助金等交付規則（昭和 45 年 7 月 15 日規則第 31 号）」、「事務事業実績評価表」等を監査資料とし、予備監査及び面接監査により課等の長及び関係職員から説明を聴取した。

第 6 監査の期間

令和元年 12 月 19 日から令和 2 年 5 月 8 日まで（面接監査は令和 2 年 2 月 12 日に実施）

第 7 監査の結果

平成 29 年度及び平成 30 年度に引き続き、同じテーマで行政監査を実施したが、負担金等の交付に係る事務処理について適正に実施されていない部署が見られた。

平成 29 年度及び平成 30 年度の監査報告書において、「補助金等交付規則」に則った交付処理を要望及び指摘したところであるが、今後とも全ての部署において、「補助金等交付規則」を遵守した交付により一層努められたい。

部署等における監査結果は次のとおりである。是正又は改善、改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

【監査結果件数】

監査種類	部 署 名	監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討要望事項
面接監査	ムトスまちづくり推進課	1	1	0
	農業課（飯田市農業振興センター）	0	1	1
	農業課（南信州畜産物ブランド推進協議会）	1	0	0
	工業課	0	1	0
	合 計	2	3	1

【監査結果の区分】

指 摘 事 項：財務に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

指 導 事 項：是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

検討要望事項：制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

(1) 指摘事項

① ムトスまちづくり推進課

ムトスまちづくり推進課がムトス飯田推進委員会の事務局として執行している会計処理について、請求書や領収書に日付、宛名及び但し書きの漏れほか、書類の不備が複数あることを認めたため適正な処理を行うこと。

また、ムトス飯田推進委員会からの助成金を受け取った団体から提出を求める書類について、領収書に宛名及び但し書きの漏れが複数あることを認めたため、助成金の交付条件に沿い提出するよう指導を行うこと。

② 農業課（南信州畜産物ブランド推進協議会）

すべての年度において負担金の「交付申請書」、「交付決定通知書」、「確定通知書」がないことを認めたため、「補助金等交付規則」に基づいた事務を執行すること。

(2) 指導事項

① ムトスまちづくり推進課

交付金の交付申請書に、必要事項である「事業等の完了の予定期日」が記載されていないことを認めたため、「補助金等交付規則」に基づいた事務を執行すること。

② 農業課（飯田市農業振興センター）

負担金の交付申請書に、必要事項である「申請者の住所」、「事業等の目的」、「事業等の完了の予定期日」が記載されていないことを認めた。また、年度によっては交付申請書が「納入依頼書」になっていたことを認めたため、「補助金等交付規則」に基づいた事務を執行すること。

③ 工業課

負担金の交付申請書に、必要事項である「事業等の目的」及び「事業等の完了の予定期日」が記載されていないことを認めたため、「補助金等交付規則」に基づいた事務を執行すること。

(3) 検討要望事項

① 農業課（飯田市農業振興センター）

農業課が飯田市農業振興センターの事務局として執行している会計処理において、一部に立替払いがあることを認めた。立替ではなく、資金前渡を行い精算するよう適正な処理に努められたい。また、やむを得ず立替払いした際は速やかに会計から払い戻しを行い、立て替えた職員がその金銭を受領した旨を書類に残されたい。

第8 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第12項の規定に基づくもの）

1 令和元年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）指摘事項

指摘事項	措置状況
（1）ムトスまちづくり推進課がムトス飯田推進委員会の事務局として執行している会計処理について、請求書や領収書に日付、宛名及び但し書きの漏れほか、書類の不備が複数あることを認めたため適正な処理を行うこと。 また、ムトス飯田推進委員会からの助成金を受け取った団体から提出を求める書類について、領収書に宛名及び但し書きの漏れが複数あることを認めたため、助成金の交付条件に沿い提出するよう指導を行うこと。	（1）ムトス飯田推進委員会事務局としての会計処理については、会計帳票に日付、宛名、但し書きのチェック欄を設けると共に、複数人数によるチェックを徹底する。 また、ムトス飯田推進委員会からの助成金を受け取った団体から提出された書類については、日付、宛名、但し書きのチェックを徹底すると共に、当該事項についての不備に対する指導を徹底するようにした。過日実施した、令和2年度の「ムトス飯田助成事業説明会」において、日付、宛名、但し書きが必要な旨、強調して説明を行った。 （ムトスまちづくり推進課）
（2）すべての年度において負担金の「交付申請書」、「交付決定通知書」、「確定通知書」がないことを認めたため、「補助金等交付規則」に基づいた事務を執行すること。	（2）団体への負担金の交付については、補助金等交付規則に基づき「交付申請から確定通知」までの事務処理が必要であることを課会で再確認した。交付申請書から確定通知までの様式を整備し、適正に事務を執行していく。 （農業課・南信州畜産物ブランド推進協議会）

2 令和元年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）指導事項

指導事項	措置状況
（1）交付金の交付申請書に、必要事項である「事業等の完了の予定期日」が記載されていないことを認めたため、「補助金等交付規則」に基づいた事務を執行すること。	（1）令和元年度補正予算分の交付申請書から、「事業等の完了の予定期日」を記載するように修正した。 （ムトスまちづくり推進課）
（2）負担金の交付申請書に、必要事項である「申請者の住所」、「事業等の目的」、「事業等の完了の予定期日」が記載されていないことを認めた。また、年度によっては交付申請書が「納入依頼書」になっていたことを認めたため、「補助金等交付規則」に基づいた事務を執行すること。	（2）交付申請書の様式に、記載すべき事項（補助金等交付規則第3条第1号～4号）を追加する改正を行った。負担金の交付にあたっては、改正した新様式を交付団体に提示し、補助金等交付規則に基づき適正に事務を執行していく。 （農業課・飯田市農業振興センター）
（3）負担金の交付申請書に、必要事項である「事業等の目的」及び「事業等の完了の予定期日」が記載されていないことを認めたため、「補助金等交付規則」に基づいた事務を執行すること。	（3）次年度（令和2年度）の負担金交付申請書の作成にあたっては、「補助金等交付規則」に基づき必要事項を漏れなく記載の上、事務を遂行していく。 また今年度（令和元年度）より事務局業務マニュアルを作成したので、本件を含め、飯田市製造業販路開拓事業推進協議会の事務処理及 （次頁へ）

指導事項	措置状況
	び会計にあたっては、「補助金等交付規則」「飯田市製造業販路開拓事業推進協議会要綱」及び「飯田市製造業販路開拓支援補助金交付要綱」に基づき事務処理を行うよう徹底していく。 (工業課)

3 令和元年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
(1) 農業課が飯田市農業振興センターの事務局として執行している会計処理において、一部に立替払いがあることを認めた。立替ではなく、資金前渡を行い精算するよう適正な処理に努められたい。また、やむを得ず立替払いした際は速やかに会計から払い戻しを行い、立て替えた職員がその金銭を受領した旨を書類に残されたい。	(1) 会計処理は請求書払いを基本としているが、現金払いが必要な場合には資金前渡を行い、領収書で精算するように改善する。やむを得ず立替払いした場合には速やかに精算処理を行うとともに、会計伝票に立替払いした職員の受領印欄を設けるよう様式を改めた。 (農業課・飯田市農業振興センター)